

## 優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク使用規程

(制定) 平成 29 年 10 月 11 日付 29 環地総第 361 号

(改正) 令和元年 7 月 1 日付 31 環地総第 179 号

(改正) 令和 4 年 10 月 11 日付 4 環気総第 8 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 5 条の15 第 1 項の基準に適合することを知事が認めた特定地球温暖化対策事業所（以下「優良特定地球温暖化対策事業所」という。）が、優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 ロゴマークとは、別紙「トップレベル事業所認証ロゴマークデザインガイドマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に示すとおりとする。

### (通則)

第 3 条 ロゴマークの使用については、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (使用目的)

第 4 条 ロゴマークは、優良特定地球温暖化対策事業所の認知度を向上させる目的で使用するものとする。

### (使用の範囲)

第 5 条 ロゴマークは、次に掲げる者が使用できるものとする。

(1) 平成22年度以降に認定された優良特定地球温暖化対策事業所（過去の削減計画期間において優良特定地球温暖化対策事業所であった事業所、条例第 5 条の15第 1 項の基準に適合しなくなり知事が認定を取り消した事業所及び条例第 5 条の10第 3 項の規定により知事が指定を取り消した事業所を含む。以下同じ。）の所有事業者等（条例第 5 条の 8 第 2 項の所有事業者等をいう。以下同じ。）

(2) その他東京都（以下「都」という。）が認めるもの

2 ロゴマークは、次のものへの表示に限り使用することができる。

(1) 当該優良特定地球温暖化対策事業所に係るパンフレット、看板、ポスター、チラシ又は名刺

(2) 当該優良特定地球温暖化対策事業所に係るホームページ（ソーシャル・ネットワーク・サービスを含む。）

(3) その他都が認めるもの

3 ロゴマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 都の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 前条の使用目的に鑑みて不相当であると認められる場合
- (5) 優良特定地球温暖化対策事業所以外の事業所を優良特定地球温暖化対策事業所であると誤認させると認められる場合
- (6) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団関係者が使用する場合
- (7) マーケット市場に提供される当該優良特定地球温暖化対策事業所個々の技術等の品質を都が保証しているかのような誤解を招きやすい方法での使用
- (8) 当該優良特定地球温暖化対策事業所のPRのためではなく、資金調達の一環として使用するなど当該優良特定地球温暖化対策事業所の事業全体を都が保証しているかのような、使用目的から外れた使用
- (9) その他不相当であると都が認める場合

（使用の承認）

第6条 ロゴマークの使用を希望する者は、優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク使用申請書（別記第1号様式）を都に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 都は、ロゴマークの使用を承認するときは、優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク使用承認書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の申請書を提出した者は、都からの優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク使用承認書（別記第2号様式）の通知後でなければロゴマークの使用を開始することができない。

（使用上の留意事項）

第7条 前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げることを遵守するものとする。

- (1) デザインマニュアルを遵守すること。
  - (2) 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
  - (3) ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び都が提供したロゴマークデザインに係る素材又は製作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (4) ロゴマークの使用を承認された使用目的及び使用方法のみで使用し、都の指示する使用条件に従うこと。
- 2 ロゴマークをホームページに使用する際、他者が不正に使用できないよう対策を講じなければならない。
  - 3 ロゴマークの使用に伴い事故若しくは苦情が発生した場合又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責務を負わない。

（著作権使用料）

第8条 ロゴマークの著作権使用料は、無償とする。

(報告及び調査)

第9条 都は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

(使用承認の取消)

第10条 都は、ロゴマークの使用について、使用者が本規程又は使用承認の内容に違反していると認められる場合は、第6条第1項の承認を取り消し、当該承認に係る製作物の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る製作物を使用してはならない。

3 第1項の規定により製作物の回収を命ぜられた者は、速やかに当該承認に係る製作物を回収しなければならない。

4 都は、第1項の規定による承認の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第11条 ロゴマークに関する権利は、都に帰属する。

2 ロゴマークの使用に係る有効期間は、第6条第3項に規定する使用開始の日から1年間とする。ただし、期間満了前に都からの書面による事前通知がない限り、更に1年間更新され、以後も同様とする。

(所管)

第12条 ロゴマークの取扱いに係る事務は、東京都環境局気候変動対策部総量削減課が所管する。

(その他)

第13条 本規程に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附 則 (平成29年10月11日付29環地総第361号)

この規程は、平成29年10月11日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日付31環地総第179号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月11日付4環気総第8号)

この規程は、令和4年10月11日から施行する。

別記

第1号様式

年 月 日

東京都環境局  
気候変動対策部長 殿

申請者住所  
氏名 ㊟  
(法人にあつては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク使用申請書

優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマークを使用したいので、優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク使用規程（以下「規程」という。）第6条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、規程に定める事項を順守します。

記

- 1 事業所の名称  
(指定番号： )  
所有事業者等      その他
- 2 事業所の所在地
- 3 使用目的
- 4 使用方法（使用デザイン案等概要が分かる資料を添付してください。数量、期間、実施場所等を含む。）
- 5 その他（連絡先等）

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

殿

東京都環境局気候変動対策部長



優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のあった使用申請については、優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク使用規程第6条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 承認内容は、優良特定地球温暖化対策事業所認証ロゴマーク使用申請書のとおりとする。
- 2 「トップレベル事業所認証ロゴマーク デザインガイドマニュアル」を遵守すること。
- 3 ロゴマークには、認定番号を明記すること。
- 4 その他（承認条件等）

(日本産業規格A列4番)